

平成18年度廃棄物処理等科学研究費公募要領

廃棄物処理対策研究事業の追加公募

(廃棄物処理事業に係る取組の効率的、効果的運営の評価手法等に関する研究)

平成18年12月1日

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

平成18年度の廃棄物処理等科学研究費による補助対象事業「**廃棄物処理対策研究事業**」を追加公募します。

追加公募では、市町村等による廃棄物処理事業を効率的、効果的に実施するため「**廃棄物処理事業に係る取組の効率的、効果的運営の評価手法等に関する研究**」を募集します。

補助金の交付については、平成18年度予算の範囲内で行います。

募集内容は...

「**廃棄物処理事業に係る取組の効率的、効果的運営の評価手法等に関する研究**」

市町村等の廃棄物に係る取組の効率的・効果的な運営に寄与が期待できる研究を募集します。詳細は次ページ以降をよく読んでください。

本事業の募集期間は...

平成18年12月 1日から平成18年12月22日午後5時まで

本事業に関するお問い合わせ、応募書類の提出先は...

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 研究担当

電話番号 03-3581-3351(内線6858、6857)

〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号(中央合同庁舎5号館26階)

廃棄物処理対策研究事業

1 目的

本補助金は、廃棄物の処理等に係る科学技術に関する研究を促進し、もって廃棄物の安全かつ適正な処理、循環型社会の形成の推進等に関する行政施策の推進及び技術水準の向上を図ることを目的としています。

廃棄物・リサイクル行政の目的が、これまでの公衆衛生の向上や公害問題の解決から循環型社会の形成・脱温暖化社会への貢献へと変遷していることを踏まえ、今後、我が国全体として、3Rに重点を置いた最適なりサイクル・処理システムを構築していくこととし、廃棄物処理法に基づき定めた基本方針を平成17年5月に改正しました。

改正した事項のうち、市町村が行うこととして、一般廃棄物処理事業におけるコスト分析、情報提供を行い、分析結果をさまざまな角度から検討すること等により、社会経済的に効率的な事業となるよう努めること、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制・再生利用等を進めるため、一般廃棄物処理の有料化を推進することが挙げられており、このために国は、コスト分析手法、有料化の進め方等を示すことなどを通じて地方公共団体の取組の支援に努めることとされました。

また、地方公共団体の財政事情は悪化していることから、これらの廃棄物に係る取組の効率的・効果的な運営が一層必要とされているため、この分野での更なる研究を推進することとします。

2 公募について

(1) 公募対象

対象となる研究

「廃棄物処理事業に係る取組の効率的、効果的運営の評価手法等に関する研究」

市町村の一般廃棄物処理事業を含む廃棄物処理・リサイクルの費用対効果分析・費用便益分析手法等の開発に関する研究

市町村の一般廃棄物処理事業における分別収集方式等、処理・リサイクルシステムの効果、経済性等の比較分析に関する研究

廃棄物処理施設における省エネルギー、地球温暖化防止対策技術の評価に関する研究

家庭ごみをはじめとする市町村の一般廃棄物処理事業の有料化など、経済的インセンティブを用いて、循環型社会を推進するための施策の導入手法やその効果の評価等に関する研究

焼却施設に付加的な整備を行う発電・熱エネルギー利用など、既存の施設を活用することにより、コスト縮減を図りつつ、3Rを推進する方策の研究

市町村の一般廃棄物処理事業を含む廃棄物処理・リサイクルにおけるコスト縮減方策の実効性評価と、3R・エネルギー回収・適正処理効果の検証に関する研究

なお、今回の公募対象研究は、「廃棄物処理等科学研究費補助金交付要綱」(平成16年2月26日付け環廃対発第040226002号。以下「交付要綱」という。)に基づき行われるもので、廃棄物処理対策研究事業のうち、「三 循環型社会構築技術研究」の、「イ 循環型社会構築のためのシステム、評価、費用負担のあり方並びに推進方法に関する研究」に該当(交付要綱を参照)し、上記 から の研究に該当する研究課題を募集します。

(2) 応募に際しての要件

下記の ~ の要件をすべて満たす場合のみ応募できます。

研究期間が、3年以内であること。

既に環境省又は他府省の研究費助成制度による助成を受けている研究等と内容及び研究者が重複しないこと。

応募課題に従事できる研究者については、次に掲げるいずれかの国内の試験研究機関等に所属する研究者であること。

イ 国及び地方公共団体の試験研究機関

ロ 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(附属研究機関を含む。)
高等専門学校

ハ 民間企業(日本の法人格を有しているもの)の研究機関

ニ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人(研究に関する業務を行うものに限る。)

ホ 民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人(研究を主な事業とするものに限る。)

ヘ 法律により直接設立された法人(研究に関する業務を行うものに限る。)

ト その他の団体(日本の法人格を有しているものであって、研究に関する業務を行うものに限る。)

研究者が当該研究期間内に長期外国出張する場合や、所属機関からの退職など、研究者としての責務を果たせないことが予測されないこと。

他の研究者と共同で行う場合にあっては、応募する研究者(代表研究者)が、あらかじめ共同で行う研究者(共同研究者)の承諾を得ていること。また、当該研究に協力する者(研究協力者)がいる場合には、同様に承諾を得ていること。

代表研究者等は、当該研究事業を実施することについて、必ず、それぞれの所属する試験研究機関等の代表者の承諾を得ていること。また、共同研究者についても、同様に所属研究機関等の代表者の承諾を得ていること。

一人の研究者が代表研究者として応募できる研究は、1人当たり1件とします。

(3) 応募の手続き

申請者について

必ず代表研究者が所属する試験研究機関等の長が申請してください。機関の長とは、代表研究者が当該研究機関で研究に従事することを承諾する立場であって、かつ、補助金の管理・運用を代表研究者の所属機関等が行うことを保証できる立場に

ある者としします。例えば、大学等の研究機関であれば、学長、学部長等となります。

経理担当者について

補助金の管理・運用は代表研究者の所属機関等で行うこととなります。そのため、代表研究者とは別に、経理に係る連絡等を担当する者（経理担当者）として、所属する機関等の経理担当部署の方を選出してください。

提出書類

イ 廃棄物処理等科学研究費補助金研究計画書（以下「研究計画書」という。）

ロ 法人登記簿抄本

商号、本店、目的、代表取締役氏名（又はこれらに類する項目）についての抄本（交付要綱第3条第3項に掲げるハ、ホ、トの研究機関に属する研究者が応募する場合に限る。）

研究計画書について

・研究計画書の様式は、環境省ホームページよりダウンロードできます。

ホームページアドレス

http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/kagaku/index.html

・郵送、ファックスによる様式等の配布は行っておりません。

提出時必要な書類と提出期限

必要書類

研究計画書 1部

（用紙サイズは日本工業規格A4版、両面印刷、ホッチキス留めなし、中央下にページ番号付きとしてください。）

上記研究計画書のデータを納めた、FD又はCD-ROM 1枚

（データ形式は後述する形式のいずれかとします。）

添付書類 各1部

（添付書類がある場合は、各1部同封してください。）

提出方法及び期限

提出方法	郵送、宅配便、持参又は電子メール
提出期限	平成18年12月22日 17時必着

書類の提出先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号

（中央合同庁舎5号館26階）

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 研究担当

電話 03-3581-3351(内線6858) FAX 03-3593-8263

メールアドレス hairi-haitai@env.go.jp

郵送、宅配便の場合は、封筒に「廃棄物処理対策研究 計画書」と朱書きしてください。

書類の提出に当たっての諸注意

用紙サイズは、A 4 版とします。原本がA 4 サイズ以外の文書がある場合は、拡大・縮小コピー等を行い必ずA 4 サイズで統一してください。

応募書類は返還致しません。

郵送等で提出を行う場合は、配達証明郵便等、配達記録が残るものとしてください。

メールにより提出する際の留意事項

研究計画書については、1つの研究計画書が1つのファイルになるように作成してください。

研究計画書のファイル形式は、WORD形式、EXCEL形式又は一太郎形式のいずれかとしてください。使用するフォントは、一般的に用いないもの（特に外字）は使用しないでください。

研究計画書以外に必要となる添付書類がある場合はPDF形式のファイルとして1つにまとめて作成し、添付してください。

メールでの応募の際には、1つのメールに1件の研究事業としてください。添付する研究計画書、その他書類は1つのメールに各1つとしてください。複数の研究計画書等が添付されている場合はすべての応募を無効とすることがあります。

応募するメールのサイズは1つのメールで最大1MBとしてください。制限を超過してしまう場合はご相談ください。

メール件名は、「18研究計画()」(18と()は半角)としてください。

には代表研究者名を記入してください。

メールの送信は代表研究者が行ってください。また、メール本文の最後には、必ず代表研究者および経理担当者の所属・連絡先等を示す署名を記入してください。

添付ファイル名は、代表研究者の氏名を使用し、[k18yamada.doc]（山田太郎の場合、"k18"+"代表研究者の名字"）いずれも半角小文字としてください。また、[.doc][.pdf]等拡張子の前の文字数は半角で10文字以内とし、それ以降は省略してください。

添付ファイルは、自動解凍ファイル等圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。また、マクロ、参照等の機能を付与しないでください。

当方で受領を確認した場合、受領したメールに受領した旨の文章を記入し、添付ファイルを削除した状態で履歴付き返信をします。当方へ送信後、数日しても返信がない場合、正常に受信できていない可能性がありますので、電話でお問い合わせください。送信の際にエラーが出るような場合も、電話でお問い合わせください。

応募書類に著しい不備が認められる場合は応募を無効とします。

3 審査及び採択について

(1) 採択の概要

応募課題については研究計画書等での評価を行います。

応募された研究課題は環境省に設置する外部有識者等からなる、「廃棄物処理対策研究事業審査委員会」における専門的・学術的観点及び行政的観点からの評価結果を踏まえ、採択を決定します。

(2) 評価項目

学術的必要性、社会的必要性、研究の独創性などの項目について評価します。詳細は、「評価制度について」をご覧ください。

(3) 採択結果

採択の結果は、すべての応募者に通知するとともに、採択された研究課題については環境省ホームページに研究者名、研究課題名、概要等を掲載します。

4 助成の内容

(1) 補助対象経費

研究に直接必要な費用のみが対象であり、当該研究で使用されたことを証明できるものに限り、また、下記に示した細目に該当しない経費は補助対象となりません。なお、費目については次表のとおり分類してください。

(表 廃棄物処理対策研究事業に関する費目)

直接 接 経 費	謝金	研究協力者に支払う謝金です。代表研究者及び共同研究者には支払えません。 また、相当な期間を継続的に雇用する場合は補助対象となりません。研究機関との雇用関係が生じる場合は後述する賃金に計上してください。単価については、「 廃棄物処理等科学研究費補助金交付取扱要領 （以下、「 要領 」という。）」に規定している単価を超えて支給することはできません。
	旅費	応募した研究を実施するために必要となる調査、情報収集、会議への出席又は研究成果の発表を行うための旅費に限り、 国内旅費は、代表研究者、共同研究者及び研究協力者に支払う旅費が対象となります。外国旅費は、代表研究者、共同研究者及び本研究のために海外から招聘する研究協力者が対象です。
	備品費	研究用機械器具及び文献図書等。比較的原形のまま長期反復使用に耐えるものとし、 単価50万円以上の備品については、3社以上から 見積を徴収し、最低価格を採用する（見積合わせ） など経費を極力削減できるような措置をとってください。また、交付申請段階で購入理由書の提出を求め、その必要性について審査します。 なお、 リース可能なものは必ずリースにより対応 してください。リース料は、「借料及び損料」に計上してください。
	消耗品費	事務用紙、文房具、燃料代、消耗機材、試薬、消耗部品、雑誌、コンピュータソフト等、使用するに従い消費され、長期使用に適しないものが対象となります。
	印刷製本費	文書、図面、報告書等の印刷、製本に要する経費です。 報告書にあつては、華美な装丁は必要ありません。

通信運搬費	切手、はがき、運送代、通信・電話料等であって、 本事業に使用した料金であることが証明できる経費 です。
光熱水料	電気料、水道料、ガス料であって、研究に使用した料金であることが証明できる経費です。
借料及び損料	機械器具・実験施設のリース料、会場借料等です。代表研究者等の所属する機関等の所有する設備の損料等は補助対象とはなりません。
会議費	研究会議等の茶菓子弁当代で、1人1日当たり1,000円が限度となります。会議に使用する資料の印刷費や会場借料等については、それぞれ印刷製本費、借料及び損料に計上してください。
賃金	資料整理作業員等の日々雇用する単純労務に服する者に対する賃金、又は、当該研究の遂行に必要となる人員（共同研究者を除く研究者、大学院博士後期課程に在籍する学生、技術者に限る。）を研究機関が雇用する者の賃金が対象となります。 なお、これらの者を研究機関が雇用する場合にあっては、これらの者に対する賃金（社会保険料各種手当等を除く。）を本研究費から当該研究機関に対して支払うこととなります。
雑役務費	コピー料、タイプ料、翻訳料、文書浄書料、振込手数料、収入印紙代、データ収集料等が対象となります。
委託費	研究に直接必要な経費であり、 代表研究者等が実施することが不可能な研究について他の研究機関等に委託して実施するための経費 です。委託費の合計額が直接研究費に7分の3を乗じて得た金額を超える場合は、理由書を提出して頂く必要があります。 また、その場合でも直接経費の2分の1を超える額を計上することはできません。委託費を計上する場合は、応募時点での委託予定機関、金額、内容等を見積を取得した上、できる限り詳細に記載してください。
間 接 経 費	廃棄物処理対策研究事業補助金により研究を行う際に、研究代表者の所属する研究機関が研究遂行に関連して間接的に必要とする経費であり、廃棄物処理対策研究事業補助金を効果的・効率的に活用できるようにするため、研究の実施に伴い研究機関において必要となる管理等にかかる経費を措置するものです。 直接経費に10分の3を乗じて得た金額となります。 なお、平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」により、「被配分機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに、別紙様式により配分機関に報告すること。」となっています。

< 直接経費のうち交付対象とならない経費の例 >

- 退職金、ボーナスその他の各種手当、代表研究者と直接雇用関係が生じるような月極の給与等の人件費
- 机、椅子、複写機等研究者が属する機関で通常備えるべき設備品を購入するための経費
- 応募した研究課題と関係のない学会出席のための旅費・参加費
- 研究中に発生した事故・災害の処理のための経費
- その他、研究の実施に関連性のない経費

(2) 補助金の交付

この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の適用を受けます。**補助金の目的外使用などの違反行為を行った者に対しては、補助金の交付決定の取り消し、返還等、法により処分が行わ**

れますので十分留意してください。

予算の範囲内（約3,200万円）において交付するものとし、**総事業費の100%以下の補助金が交付されます。ただし、補助対象経費の額が100万円に満たない場合は補助金の交付の対象にはなりません。**

補助金の管理は研究者の所属する研究機関等が行ってください。

本年度に限り、精算払いとします。

5 その他留意事項

(1) 成果の帰属

この事業により得られた特許等の知的財産権は応募者に帰属します。

(2) 成果の公表

この事業により得られた成果は、環境省が公表します。

(3) 各種手続き等

本制度は、研究者が実施する研究を支援するものですが、応募、交付申請、補助金受領、資金管理、実績報告などの手続き・各種連絡等については、代表研究者が所属する機関等の長が行ってください。

(4) 不正な行為があった場合

環境省の競争的研究資金の研究に参加する研究者が、不適正な経理処理を行った場合には、行為の内容に応じ、交付停止措置を行った年度と翌年度以降2～5年間は、研究費を交付しないととも、環境省のすべての競争的研究資金への申請資格を喪失します（平成19年度からはこれらの処分が他省庁所管のものも含め、国が補助するすべての競争的研究資金に拡大される予定です。）。

(5) その他応募に際しての注意

前年度までの採択課題については、環境省のホームページで参照できます。応募を予定している研究がどの分野に該当するのか判断が難しい場合は、過去の採択研究を参考にしてください。応募分野に関して不明な点等がありましたら、2(3)で示す連絡先あてお問い合わせください。

なお、複数年にわたる研究課題であっても、次年度の採択に当たっては審査評価の低い課題は採択しない場合もあります。

評価制度について

廃棄物処理等科学研究は、環境省に設置する外部有識者等からなる審査委員会における専門的・学術的観点及び行政的観点からの評価結果を踏まえ、採択を決定します。評価の概要、項目は次のとおりです。審査委員名は、事業採択後ホームページで公表しますが、採択後も評価に係る事項についての審査委員との一切の接触を禁止します。

1 廃棄物処理対策研究事業

(廃棄物処理事業に係る取組の効率的、効果的運営の評価手法等に関する研究)

(1) 新規応募課題

事前評価

研究計画書等により評価

【評価の項目】

- 学術的必要性**：当該研究分野の発展に十分な貢献が期待できるか。
- 社会的必要性**：社会的要請の強い課題等の解決に資するものであるか。
- 内容の独創性**：研究の計画・方法が独創的なものであるか。
- 計画の妥当性**：研究の計画が十分に練られたものであるか。
- 実施能力**：所期の成果を上げることが期待できるか。
- 補助の必要性**：研究事業として行うことが適当であるか。

審査の最終結果については、応募者全員に通知するとともに最終合格者については研究概要とともに環境省ホームページにて公表します。

中間評価

3年間に渡る研究の2年目となる継続課題を対象
ヒアリングにより評価し、次年度以降の採否、交付額を検討

【評価の項目】

- 学術的必要性**：当該研究分野の発展に十分な貢献ができるか。
- 社会的必要性**：社会的要請の強い課題等の解決に資するものか。
- 目標の達成度**：前年度の研究目標を達成しているか。
- 計画の妥当性**：研究の計画が十分に練られその進め方が着実なものであり、限定された期間で新たな成果があるか。
- 継続能力**：研究の実施に十分に貢献する研究者等による研究組織が構成されている等所期の成果をあげることが期待できるか。
- 補助の必要性**：引き続き研究事業として行うことが適当であるか。

評価結果については、研究概要とともに環境省ホームページにて公表します。

事後評価

事業を終了した課題を対象
総合研究報告書等により評価

【評価の項目】

目標の達成度：事業の目標を達成したか。

成果の学術的貢献度：当該分野の発展に十分な貢献をしたか。

成果の社会的貢献度：社会的要請の強い課題等の解決に資するものだったか。

評価結果については、研究概要とともに環境省ホームページにて公表します。

ヒアリングにより評価する際のプレゼンテーションは、代表研究者、技術開発担当者に行っていただきます。代理は原則として認めません。

評価方法（書面により評価、ヒアリングにより評価）は、応募件数、課題の内容などの状況に応じ変更することがありますので、留意してください。